

## 中村学園大学大学院奨学生規程

平成2年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、中村学園大学(以下「本学」という)の建学の精神に則り中村学園大学大学院に入学する学生の、奨学金を給付することにより、社会に有為な人材の育成に資することを目的とする。

(対象)

第2条 奨学金を受けることができる者(以下「奨学生」という)は、中村学園大学大学院に入学する者、かつ本学を卒業した者とする。

(奨学生の数)

第3条 奨学生の数は、あらかじめ学長と理事長が協議のうえ、理事長が定める。

(選考)

第4条 研究科長は、入学試験の結果に基づき、研究科委員会の議を経て、奨学生候補者を学長に推薦する。

(決定)

第5条 学長は、前条の推薦に基づき、奨学生を決定する。

(決定通知)

第6条 奨学生の決定通知は、文書をもってし、この規程の謄本を添付するものとする。

(奨学金の給付)

第7条 第5条により、奨学生として決定した者には、入学金の全額を給付する。

(奨学生決定の取消)

第8条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当したときは、奨学生の決定を取り消す。

- (1) 中村学園大学大学院学則による懲戒処分を受けたとき。
- (2) 学業又は素行等が不良となったとき。
- (3) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(奨学金の返還)

第9条 奨学生は、奨学金返還の義務を負わない。ただし、奨学生の決定を取消された者は、給付を受けた奨学金の一部又は全部を返還しなければならない。

(事務)

第10条 この事務は、学生部が担当する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。